

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2件

厚生年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2件

厚生年金関係 2件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録及びB社における同資格取得日に係る記録を平成3年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年9月は26万円、同年10月は28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年9月21日から同年11月1日まで

A社から、関連会社であるB社に異動となった際の厚生年金保険の加入記録に空白期間がある。継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、B社の事業主でもあったA社の事業主の回答及び申立人と共にA社からB社に異動したとする同僚二人の供述から判断すると、申立人は、申立てに係る関連会社に継続して勤務し（A社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、事業主は、「B社の設立日である平成3年10月1日までは、A社で厚生年金保険に加入するところ、同社の人事異動に係る事務手続は20日付けで行っていたことから、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日を、誤って同年9月21日と届け出たことが考えられる。」と回答しているほか、B社は同年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、商業・法人登記簿謄本によると、同社は、同年10月1日に法人事業所となっており、事業主は、「B社に係る厚生年金保険の新規適用に係る届出が遅延したと考えられる。」と回答していることから、同年10月において、同社

は厚生年金保険法で定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断されることを踏まえると、同年10月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成3年8月及びB社における同年11月の社会保険事務所(当時)の記録から、同年9月は26万円、同年10月は28万円とすることが妥当である。

なお、申立期間のうち、平成3年9月21日から同年10月1日までの期間に係る申立人の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、上述のとおり、事業主は、同年9月21日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成3年10月1日から同年11月1日までの期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上述のとおり、同年10月1日において適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA病院における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を平成元年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年5月31日から同年6月1日まで

平成元年4月1日にA病院に臨時職員として採用され、申立期間についても継続して勤務していたが、同年6月1日に正職員になり共済組合員となった際に、厚生年金保険の被保険者期間に1か月の欠落期間が生じている。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A病院から提出された申立人に係る臨時的任用通知書、平成元年度採用者一覧表（平成元年6月1日発令）及び同病院の回答並びに同職種の同僚の保管する給与明細書から判断すると、申立人は申立期間も同病院に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA病院に係る平成元年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日を誤って届出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料に

ついて納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 10 月 31 日から同年 11 月 1 日まで
昭和 43 年 3 月 21 日から 46 年 10 月 31 日まで A 社 B 工場に継続して勤務していたが、年金記録によると、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社は、「関係資料が無く、申立期間当時の状況は不明である。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除の状況について確認することができない。

また、申立人が A 社 B 工場と一緒に勤務していたとする同僚 5 人に照会したところ、回答を得られた一人は、「申立人は私よりも先に退社したが、申立人の具体的な退社日は記憶していない。」と供述しているほか、他の 4 人からは回答を得られず、これらの者から、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことを裏付ける供述は得られなかった。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人と同様、昭和 46 年 10 月 31 日に当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる者 3 人に照会したところ、このうち一人から回答を得られたものの、「自身の退社日を記憶していない。」と供述している上、同人から同年 10 月分の厚生年金保険料を給与から控除されたことをうかがわせる供述は得られなかった。

加えて、企業年金連合会から提出された加入員台帳によると、申立人の厚生年金基金加入員資格喪失年月日は昭和 46 年 10 月 31 日であることが確認でき、

これは、厚生年金保険の被保険者資格喪失日と一致している。

その上、申立人が月末まで勤務したとする昭和46年10月31日は日曜日であり、申立人のほか、先述の同僚照会を行った8人のうち2人は、いずれも、当該事業所の定休日は日曜日であったと供述していることから、当該事業所における最終勤務日は申立期間の前日の「昭和46年10月30日」であったと考えられ、当該事業所では同日を退職日として取り扱ったことがうかがえる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 6 月 3 日から同年 7 月 1 日まで

A社には、平成 7 年 6 月 3 日から 8 年 1 月 11 日まで部長兼現場代理人として勤務していたが、当該期間のうち 7 年 7 月 1 日から 8 年 1 月 11 日までの期間については年金事務所段階で記録回復が行われたものの、申立期間については保険料控除の事実が確認できないとして記録回復が認められなかった。

平成 7 年 6 月分から 8 年 1 月分までの給料明細書及び 7 年分給与所得の源泉徴収票を保管しているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び申立人が保管する平成 7 年分給与所得の源泉徴収票に記載された就職年月日により、申立人が、申立期間においてA社で勤務していたことは認められる。

しかしながら、商業・法人登記簿謄本によると、当該事業所は、平成 12 年 3 月 6 日に破産終結しており、当時の事業主も既に死亡している上、同人の子に照会したものの、「父の死後、数年が経過しており、会社の資料も残っておらず、当時の状況は一切分からない。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用状況及び同保険料の給与からの控除の状況について確認することができない。

また、申立人が保管する平成 7 年 6 月分から 8 年 1 月分までの給料明細書によると、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者期間に相当する 6 か月分の厚生年金保険料及び基金掛金が給与から控除されていることが確認できる。

さらに、申立人が保管する平成7年分給与所得の源泉徴収票に記載された社会保険料等の金額（23万3,343円）は、同年8月分から同年11月分までの給料明細書に記載された厚生年金保険料及び基金掛金の額（16万5,000円）に、同年7月分から同年11月分までの給料明細書に記載された国民健康保険料額（5万4,250円）、及び同年6月分から同年11月分までの給料明細書に記載された雇用保険料額（1万4,093円）を合計した額（23万3,343円）と一致することから、当該源泉徴収票においても、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていた事実までは確認できない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。